

一時金申請3月初め開始

経産相 飲食店の取引先支援

梶山弘志経済産業相は二十九日の閣議後記者会見で、飲食店の取引先を支援する一時金の申請受け付けを三月初めに始める見込みだと明らかにした。緊急事態宣言を受けて営業時間短縮要請に応じた飲食店の取引先のほか、移動自粛で売上高が大幅に落ち込んだ事業者が対象。中堅、中小企

業は最大四千万円、個人事業主は最大二千万円を支援する。支給事務の委託先を選ぶ一般競争入札では、コンサルティング会社「デロイト トーマツファイナンシャルアドバイザリー」が落札した。経産省は今月十三日に事業の効率的な実施方法に関

する情報提供を求め、二十日に公募を始めていた。デロイトは、持続化給付金の二〇二〇年度第二次補正予算分の事務を受託している。

休業支援金の申請期限延長

3月末まで

休業手当が支払われない労働者に賃金の八割を補償する「休業支援金・給付金」について、田村憲久厚生労働相は二十九日の記者

会見で、一月末となっていた昨年四月～九月分の申請期限を三月末まで延長すると正式に発表した。

休業支援金は、新型コロナウイルス感染症拡大で勤務先の指示で休業した中小企業の労働者が対象。日額の上限は二万一千円で、労働者が直接申請する。短時間勤務の労働者も含まれる。

今月二十一日までの支給決定額は約六百三十六億円にとどまり、当初の想定より利用が進んでいない。